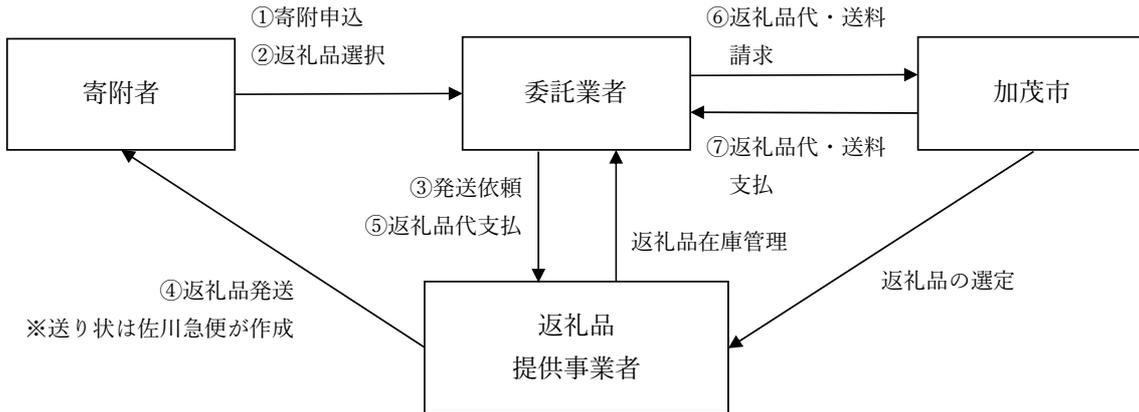


ふるさと加茂応援寄附金返礼品募集要項

1 目的

加茂市が行う「ふるさと加茂応援寄附金」の寄附者への返礼品について、加茂市の魅力発信及び地域経済の活性化を図るため、返礼品の拡充を進めることを目的とします。

2 事業の流れ



3 返礼品の要件

次に掲げる条件をすべて満たしている商品及びサービスとします。

- (1) 全国に向けて、加茂市の魅力発信につながるものであること。
- (2) 平成29年4月1日付け総務市第28号及び平成30年4月1日付け総務市第37号総務大臣通知並びに平成31年総務省告示第179号により示された内容を遵守し、ふるさと納税の趣旨を踏まえたものであること。
- (3) 品質及び数量の面において、安定供給が可能であるもの。ただし、あらかじめ期間や数量を示して提供するものについてはこの限りでない。
- (4) 全国各地に配送が可能な商品であり、到着日から賞味期限までに3日以上有していること。なお、賞味期限が1週間以内の場合は、事業者から寄附者へ配達日確認の電話連絡が可能であること。
- (5) 酒類の場合は、事業者が酒類卸売免許を取得していること。また、酒類製造者の前年度の課税移出数量が全て3,000キロリットル未満であること。
- (6) 商品に関連する法令等を遵守しているものであること。

4 返礼品提供事業者の要件

次に掲げる条件をすべて満たしている者とします。

- (1) 各種法令に沿った生産・製造・販売を行っていること。
- (2) 市税等の滞納がないこと。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条2項に規定する暴力団又は同第6号に規定する暴力団員が経営に関与していないこと。
- (4) 提供する商品及びサービスについて、適切な品質管理及び寄附者からの信頼確保等に努め、責任ある対応ができること。
- (5) FAX又はメールアドレス（携帯アドレス不可）を有すること。

5 返礼品の提供価格

返礼品の提供価格は、消費税及び地方消費税を含み、梱包代を含んだ価格とします。なお、送料は加茂市が負担します。

寄附金額は、商品提供価格、送料に応じて加茂市が決定します。

6 返礼品の提供品目数

返礼品の提供品目数について制限はありません。

7 返礼品採用のメリット

- (1) ふるさと納税の専用インターネットサイトに返礼品の画像、商品名、会社名、ホームページなどが掲載されます。
- (2) 加茂市が作成するふるさと納税パンフレット等に商品を掲載します。
- (3) 返礼品発送の際に、事業者のパンフレット、チラシ等を同封することができ、他の商品等の紹介をすることができます。

8 応募方法及び結果の通知

- (1) 募集期間
随時受け付けています。

- (2) 提出方法
以下の業務委託先までお問い合わせください。

【株式会社サイネックス ふるさと納税センター】

TEL：0598-25-6700 FAX：0598-26-1100

E-mail：tokusan@scinex.jp

- (3) 結果の通知

本市への寄附金に対する返礼品として適当であるか総合的に判断し、その結果を事業者に対して文書で通知します。

※必要に応じて、商品のサンプルの提供依頼をする場合があります。

※ご提出いただいた書類等は返却できません。また、提出に伴う関係諸経費は、各事業者で負担してください。

9 契約の締結

加茂市は業務委託先である株式会社サイネックスに対し、返礼品を採用された事業所との契約締結を依頼します。

10 その他留意事項

(1) 個人情報の取り扱い

寄附者の個人情報は、ふるさと納税の返礼品発送以外の目的に使用することはありません。

(2) 返礼品の取り扱い

選定に漏れた場合でも、今後の返礼品応募を否定するものではありません。採用にあたって、返礼品内容の調整を依頼する場合があります。

(3) 画像データの取り扱い

採用された返礼品は、加茂市ホームページ、ふるさと納税ポータルサイト、加茂市作成のパンフレット等に掲載します。また、広報活動を行う中で、必要に応じ、各種媒体へ情報提供することがあります。

(4) 商品自体のクレームについては、事業者において対応してください。それ以外のクレームについては、株式会社サイネックスが対応します。

(5) 株式会社サイネックスの定める注意事項及び取り決め等を遵守してください。

11 担当課（お問い合わせ先）

〒959-1392 加茂市幸町二丁目3番5号

加茂市企画財政課 ふるさと寄付金係

TEL：0256-52-0080（内線311、312）

FAX：0256-53-2729

E-mail：kikaku@city.kamo.niigata.jp

12 附則

この要項は、令和元年6月12日から施行する。